

## サービス付き高齢者向け住宅の登録手数料について

(公財)兵庫県住宅建築総合センター

## 1 新規登録申請・登録更新申請

&lt;新規登録申請及び登録更新申請に係る手数料表&gt;

住宅の登録戸数	基本 手数料	追加手数料		
		面積・設備の例 外基準での登録	前払家賃の徴収 (保全措置の実施)	賃貸借契約以 外の契約形態
10戸以下	33,000円	6,300円	6,300円	4,200円
11戸以上 20戸以下	37,000円	7,000円		
21戸以上 30戸以下	42,000円	7,800円		
31戸以上 40戸以下	46,000円	8,500円		
41戸以上 50戸以下	50,000円	9,200円		
51戸以上 70戸以下	59,000円	9,900円		
71戸以上 100戸以下	71,000円	11,000円		
101戸以上	84,000円	13,000円		

注1 「面積・設備の例外基準での登録」に係る追加手数料は、「例外基準が適用される」住宅の登録戸数相当額とします。

注2 登録は5年ごとに更新が必要です。

## 2 登録事項等の変更の届出

以下の登録事項に係る変更の届出を行う場合は、手数料が必要となります。

手数料が必要となる登録事項	手数料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸数を追加する場合（戸数の減少は登録手数料不要）</li> <li>・新たに面積・設備の例外基準を適用する場合</li> <li>・前払家賃を徴収する契約へ変更する場合</li> <li>・入居に係る契約を賃貸借契約以外の形態に変更する場合</li> <li>・住宅の規模、構造及び設備を変更する場合</li> </ul>	新規登録申請・登録更新申請と同様 [手数料表の「住宅の登録戸数」を「住宅の追加戸数」に読み替えてください。]
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の資格</li> <li>・入居者に提供する高齢者支援サービスの内容</li> <li>・入居者から受領する金銭</li> <li>・入居者に対する保健医療・福祉サービス提供についての連携・協力</li> <li>・高齢者支援サービス委託契約の変更</li> </ul>	16,000円

## サービス付き高齢者向け住宅の登録手数料のお支払い方法について

### 【銀行振込（郵送での申請の場合）】

先に手数料を銀行振り込みによってお支払いください。

指定口座へ振り込みが完了しましたら、振込みが完了したことを証明する書（ATMの取引利用明細書・インターネットバンキングの場合は取引履歴の写し等）を申請書に添えて提出するか、FAXにてお知らせください。

振込先 三井住友銀行 三宮支店 口座番号 普通 3850200 口座名 ザイ）ヒョウゴケンジュウタクケンチクソウゴウセンター （公財）兵庫県住宅建築総合センター
---

### 【窓口納付（窓口での申請の場合）】

窓口にて手数料を現金でお支払いください。

※窓口での申請・相談は必ず事前にご予約をお願いいたします。

### 【登録手数料の納付についてのお問い合わせ先】

公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター 建築防災課（住宅担当）

TEL 078-252-3982

FAX 078-252-0096